

特別養子制度の見直しに当たっての検討課題

第 1 特別養子制度の見直しにおける基本的な視点

特別養子制度は、家庭に恵まれない子に温かい家庭を与えてその健全な養育を図る目的で昭和62年の民法等の一部改正（同年法律第101号。昭和63年1月1日施行）によって創設されたものである。創設から現在まで制度の見直しはされておらず、近時における特別養子縁組の成立件数は、年間500件前後で推移している。

ところで、保護者のない児童、被虐待児童等の家庭環境上養護を必要とし、社会的に養育すべき状況の下にある児童の数は、平成28年度末の時点で約4万5000人であり、このうち、乳児院に入所している児童は2801人、児童養護施設に入所している児童は2万6449人、里親に委託されている児童は5190人である。特に乳児院、児童養護施設等に入所中の児童のうち、家庭復帰が困難な事情がある児童については、永続的な家庭（養親家庭）を保障すべきであるとの指摘があり、そのための方策の一つとして、特別養子制度の利用が考えられる。

そこで、社会的な養育を必要とする、より多くの児童に温かい家庭を与えてその健全な養育を図るために特別養子制度の利用を促進するという観点から、制度の在り方を見直すべき時期に来ているとの指摘があるが、どのように考えるか。

第 2 養子となる者の年齢要件及び養親との年齢差要件について

1 養子となる者の年齢要件について

民法第817条の5は、養子となる者は、特別養子縁組成立の審判申立ての時点で、6歳未満の者か、8歳未満の者であって6歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されているものでなければならないとしている。

このような養子となる者の年齢要件が定められている趣旨としては、制度創設時の立案担当者によれば、特別養子縁組は実親子に類似した実質的親子関係を形成しようとするものであるという理解を前提に、①養親と養子との間にそのような実質的親子関係の形成を期待することができるのは、養子となる者が幼少の頃からその監護養育を始めた場合であること、②養子となる者が6歳を超えている場合には、実親との関係が実質的なものとなっている可能性があり、また、就学して社会的分別も生じているので、養親子間に実質的親子関係を形成することが困難になるほか、実親子関係の断絶が相当でない場合も少なくないこと、③養子となる者の地位が早期に確定することが望ましいことなどが挙げられている（注）。

この点については、現に施設に入所している児童のうち6歳以上のものであっても特別養子縁組の利用可能性を検討すべき児童がいることから、養子となる者の年齢要件を引き上げるべきであるとの指摘があるが、どのように考えるか。

(注) 制度創設時の立案担当者は、これらの理由に加えて、普通養子制度がある以上は対象者の年齢を制限しても弊害が少ないから、特別養子制度は妥当性が明白である場合に限り利用されるのが相当であると考えられたことを挙げており、将来的に制度が社会に定着し、制度の理念が広く国民に理解されるようになった場合には、養子となる者の対象者を拡大することも十分考えられるとしている。

2 養子となる者と養親となる者との間の年齢差要件について

現行法では、養子となる者と養親となる者との間の年齢差に関する要件は設けられていないが、養子となる者の年齢要件が上述のとおりであり、一方で、養親となる者は一方が25歳以上で他方が20歳以上の夫婦でなければならないとされていることから、必然的に養子となる者と養親となる者との間には一定の年齢差が確保できることになる。

仮に特別養子縁組における養子となる者の年齢要件を引き上げた場合には、養親との間に相応の年齢差を確保することができなくなる可能性がある。そこで、養子となる者の年齢要件を引き上げる場合には、養親となる者との年齢差要件を設ける必要があるとの指摘があるが、どのように考えるか。

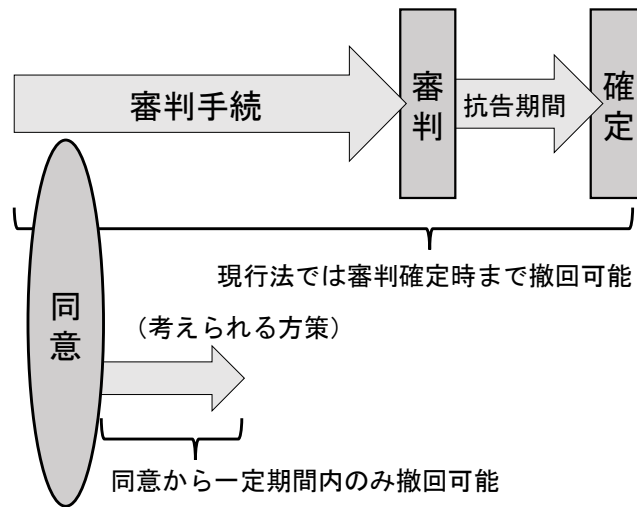
第3 養子となる者の父母による同意の撤回制限について

1 養子となる者の父母が特別養子縁組成立の審判手続係属中に裁判所でした同意の撤回を制限することについて

民法第817条の6本文は、特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならないとしている。この点については、養子となる者の父母は、特別養子縁組成立の審判が確定する時まで同意を撤回することができることとされているため、例えば、家庭裁判所で特別養子縁組を成立させる旨の審判がされた後も、養子となる者の父母は、同意を撤回した上で、自らが同意をしていないことを理由として抗告をすることができる。

このため、養親となる者が養子となる者の養育を開始し、試験養育期間を経て信頼関係が形成された後で、養子となる者の父母が同意を撤回してしまうと、それまでの縁組成立に向けた努力が無駄になってしまうことから、養親候補者が試験養育を開始することを躊躇する場合があるとの指摘がある。

そこで、養子となる者の父母が、特別養子縁組成立の審判手続の係属中に裁判所で同意をした場合等には、一定期間経過後には同意の撤回を制限すべきであるとの指摘があるが、どのように考えるか。



2 養子となる者の父母が審判手続係属前にした同意の撤回を制限することについて

特別養子縁組が検討される場面においては、縁組成立の審判を申し立てるよりも前に、養親となる者による養子となる者の試験養育が開始されることもあるとの指摘がある。

そこで、養子となる者の父母が特別養子縁組成立の審判手続係属前にした同意についても撤回を制限すべきであるとの指摘があるが、どのように考えるか。

第4 特別養子縁組成立の審判に先立って養子となる者の父母の同意を要しないことを確定する方策について

1 養子となる者の父母が親権喪失の審判を受けた場合には特別養子縁組について同意権を有しないこととするについて

養子となる者の父母の同意について、民法第817条の6ただし書は、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合には、養子となる者の父母の同意がなくても、特別養子縁組を成立させることができるとしている。

しかしながら、当該事案において父母の同意が不要であるか否かについて判断がされるのは、特別養子縁組成立の審判手続の終局時においてであるため、養親となる者には、その時点まで、同意が不要となるか否かが明らかにならない。そのため、特に養子となる者の父母に養育の意思がないにもかかわらず同意が得られない事例や、父母が同意とその撤回とを繰り返しているような事例では、養親となる者が特別養子制度の利用を躊躇する場合があるとの指摘がある。

また、養親となる者は、養子となる者の父母による従前の養育の状況について十分な情報を有していないことが多いことから、養親となる者に、養子となる者の父母の同意が不要となる事由があることを主張させるのは負担であるとの指摘もある。

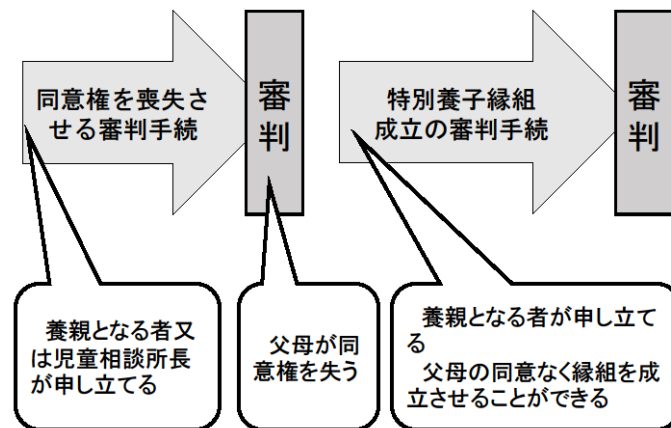
そこで、養子となる者の父母の同意が不要とされるための要件と、親権喪失の要件とが類似することに鑑み、養子となる者の父母のうち親権喪失の審判を受けたものについては、特別養子縁組の成立について同意を要しないこととすべきであるとの指摘があるが、どのように考えるか。

2 養子となる者の父母の同意権を失わせる審判の創設

上記1の制度を採用した場合でも、もともと親権を有していない者については、その同意権をあらかじめ喪失させることができないが、このような父母についても、あらかじめ同意を要しないことを確定する手続を設けるべきであるとの考え方もある。

そこで、特別養子縁組成立の審判とは別に、養子となる者の父母の同意権を喪失させることを目的とする独立の手続（注）を新たに創設すべきであるとの指摘があるが、どのように考えるか。

（注）例えば、一定の事由がある場合に、裁判所が、養親となる者又は児童相談所長の申立てにより、特別養子縁組の成立について、当該父又は母の同意を要しない旨の審判をすることができるという手続。



第5 その他

そのほかに、特別養子制度について、見直しを検討すべき事項はないか。

- 例えば、法制審議会総会では、委員から、きょうだいとともに児童養護施設に入所している児童について特別養子縁組を検討するときに関する規律の在り方について検討すべきであるとの意見が出された。

以上